

食安輸発0414第2号  
平成23年4月14日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について  
(中国産鰻及びその加工品)

標記については、平成23年3月30日付け食安輸発0330第1号(最終改正:平成23年4月12日付け食安輸発0412第1号)にて通知したところですが、今般、輸入時検査において中国産冷凍蒲焼き鰻からフラゾリドンを検出したことから、同通知の別表1の中国産鰻及びその加工品に対する検査命令の検査項目にフラゾリドンを追加し、下記の通りとしましたので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしくをお願いします。

記

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
鰻及びその加工品		<u>マラカイトグリーン</u> <u>フラゾリドン</u>	鰻については別表2の4によること。 加工品については別表2の7及び平成19年8月8日付け食安輸発第0808002号によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等その規格基準」によること。	<u>マラカイトグリーン及びフラゾリドン</u> が残留しているおそれがあるため。